

仕 様 書 番 号			
G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 1 N			
作成	平成18年	6月	8日
変更	令和6年	3月	4日
補給統制本部 装備計画部			

陸上自衛隊

オーバーホール（火器・車両・化学器材・施設器材）

共通仕様書

陸上自衛隊オーバーホール（火器・車両・化学器材・施設器材）共通仕様書

目 次

1	総則	1
1.1	適用範囲	1
1.2	用語及び定義	1
1.3	引用文書等	1
2	整備に関する要求	2
2.1	一般的要求事項	2
2.2	整備の作業方式	2
2.3	整備作業	2
2.4	整備除外品目	3
2.5	部品・副資材	3
2.6	塗装・防せい処置	3
2.7	絶縁処置	3
2.8	給油脂など	4
2.9	外観・機能・性能	4
2.10	整備品の表示	4
2.11	品質管理	4
3	品質保証	4
3.1	試験	4
3.2	監督・検査	4
4	出荷条件	4
5	その他の指示	5
5.1	無償貸付品及び官給品	5
5.2	承認用図面等	5
5.3	納入書類	5
5.4	保証期間	5
5.5	技術変更提案	5
5.6	携行工具及び附属品などの確認	5
5.7	知的財産権に関する注意	6
5.8	仕様書に関する疑義	6
	附属書A（規定）部品交換などの基準	13
	附属書B（規定）塗装基準	15

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸上自衛隊 オーバーホール (火器・車両・化学器材・施設器材) 共通仕様書	G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 1 N	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成18年 6月 8日
	変 更	令和 6年 3月 4日
	作成部隊等名	補給統制本部 装備計画部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する火器・車両・化学器材・施設器材のオーバーホールに関する共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1及びG L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2による。

1.2.1

主要な組部品

エンジン、トルクコンバータ、トランスミッション、デファレンシャル、トランスファ、ファイナルドライブ、ステアリングクラッチなどをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版（追補を含む。）とする。ただし、契約後当該文書に改正などがあった場合には、その適用について別途協議し、引用文書に定める事項が個別仕様書に規定する内容と相違する場合は、個別仕様書が優先する。

a) 規格

J I S Z 3 8 1 1	アルミニウム溶接技術検定における試験方法及び判定基準
N D S Z 0 0 0 1	包装の総則
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板

b) 仕様書

D S P K 2 2 0 4	自動車ガソリン
D S P K 2 2 0 9	軽油
D S P K 2 2 1 7	さび止め油
D S P K 2 2 3 3	一般用作動油
D S P K 2 2 4 1	はん（汎）用グリース
D S P K 5 1 1 1	鉛・クロムフリープライマー
D S P K 5 2 0 1	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）
D S P K 5 2 1 7	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（迷彩用）
D S P K 5 2 1 8	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）
D S P K 5 4 0 5	フタル酸樹脂系塗料用シンナー
D S P Z 9 0 0 8	品質管理等共通仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z500002	陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
GQ-K000038	ブレーキ液，自動車用
GQ-K000041	自動車用ホイールベアリンググリース
GQ-K000044	ディーゼルエンジン油
GQ-K000045	マルチグレードギヤ油
GQ-K000046	クーラント，通年用
GQ-K000049	自動変速機油
GQ-K000050	洗浄剤，ガスタービンエンジン用
GQ-K198003	グリース，二硫化モリブデン10%入り
GQ-K198010	混合グリース
GQ-K198015	駐退油
GQ-K198020	防錆作動油，1号
GQ-K198025	航空用グリース，G354
GQ-K198044	潤滑洗浄剤，火器火砲一般用
HQ-K198010	すべり止め塗料

c) 法令等

技術変更提案の処理について（通達）〔陸幕装計第72号（10.3.26）〕
 補給処等用標準契約書〔陸幕会第1168号（30.12.14）別冊第2〕
 補給統制本部標準契約書等〔補統分支第365号（27.3.25）別冊第3〕

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

個別仕様書の規定によって，分解，検査，機能点検又は性能点検を実施して当該火器・車両・化学器材・施設器材の修理基準に示す修理値（性能上修理すべき限界値）を超えたもので，調整などによって修復不可能なものについては，修理精度（標準寸法又は組立標準値）になるように整備し，完全に使用可能な状態に回復させる。

2.2 整備の作業方式

整備の作業方式は，次による。その適用区分は，個別仕様書等による。

- a) 標準・標準外（又は確定・追加）作業方式
- b) 整備診断作業方式

2.3 整備作業

整備作業は，次による。その適用区分は，個別仕様書等による。

- a) 契約の相手方は，表1及び個別仕様書等に規定する作業を標準（又は確定）作業として実施する。
- b) 契約の相手方は，標準外（又は追加）作業を実施する場合，標準外作業表（又は追加作業表）を作成して，監督官の承認を受け又は契約書などの定めるところによって速やかに標準外（又は追加）作業見積書を作成し，契約担当官等の承認を受けて，作業を実施する。

なお，標準外（又は追加）作業見積書の作成及び提出要領は，“補給統制本部標準契約書等”，“補給処等用標準契約書”による。

- c) 部品交換などの基準は，附属書Aによる。

- d) 改造指令書によって改造及び契約時まで承認を受けている技術変更提案に基づく改修などがある場合は、契約担当官等の指示を受ける。

2.4 整備除外品目

次に示す品目の整備は、行わない。ただし、保管整備作業などの軽易な作業（蓄電池の充電及び補液、ターミナルの修理、転輪のゴム部以外の補修、シリンダヘッドの交換以外の修正、履帯ピンなど一部の交換など）は、行う。

- a) 蓄電池、乾電池及び消火器
- b) ほろ、砲覆い、カバー類、収容袋など。
- c) 予備品、附属品、工具など。
- d) 個別仕様書に標準作業表の工程に作業指示のないもの。ただし、他の部位を整備するために必要な取外し・取付けは、行う。

2.5 部品・副資材

2.5.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 部品及び副資材は、個別仕様書に規定するもの以外は、官給しない。
- b) 官給する副資材の種類は、個別仕様書によるほか、表2による。
- c) 官給する副資材のうち、塗料の納入単位を変更する場合の換算は、表3による。

2.5.2 部品の組替え

当該整備品以外から部品の組替えをする場合は、その都度、契約担当官等の承認を受ける。

2.5.3 部品の取得

契約の相手方が部品を取得し、使用する場合は優先順位は、次による。

- a) 当該整備品の製造者の社内規格に合格した部品
- b) a)以外の場合で、監督官等が使用を承認した部品

2.5.4 部品の製作など

契約の相手方が整備に必要な部品を製作又は購入する場合は、次による。

- a) 部品を製作する場合は、官図による。
なお、官図を必要とするときは、監督官等を経て契約担当官等へ申請し、陸上自衛隊補給統制本部関係各部長から貸与を受ける。
- b) 官図がない場合は、契約の相手方の責任において当該整備品の同一部品又はこれと同等以上の品質のものを取得しなければならない。また、この場合、承認用図面等を提出し、契約担当官等の承認を受けた後、製作又は購入する。ただし、機能などに直接影響のないものは、契約担当官等の承認を受けて承認用図面等の提出を省略してもよい。
- c) a)又はb)によって取得した部品は、通常、検査官等の検査を受けた後、使用する。

2.5.5 部品の返納

官給品及び交換済部品の返納要領は、GLT-CG-Z5000002の附属書Bによる。

2.6 塗装・防せい処置

2.6.1 塗装

整備品に行う塗装基準は、附属書Bを標準とする。

2.6.2 防せい処置

防せい処置は、個別仕様書による。

2.7 絶縁処置

絶縁処置は、個別仕様書による。

2.8 給油脂など

給油脂などは、次による。

- a) 油脂類，燃料，冷却水，電解液，空気その他官給したもの以外で必要なものは，契約の相手方において用意する。
- b) 給油脂などは，整備諸基準などによって行う。

2.9 外観・機能・性能

2.9.1 外観

外観は，次による。

- a) 塗装，めっき，りん酸塩皮膜などを施してある箇所に地金が見えていないもの，腐食の原因となるきずなどがあってはならない。
- b) 緊締部にがたがなく，溶接及びはんだ付け箇所に，剝離・亀裂があってはならない。
- c) 標識，目盛，記号，銘板などの表示は，鮮明でなければならない。
- d) 整備品の仕上げ，構造，防せい処理，給油脂，打ちきず，加工不良，未加工，欠品，加工きず，輸送取扱い不良などによる破損など，外観上の異常があってはならない。

2.9.2 機能・性能

機能及び性能は，当該器材の修理基準に適合しなければならない。

2.10 整備品の表示

整備品の表示は，次によるほか，GLT-CG-Z000001の2.3による。

- a) 個別仕様書に規定する場合を除き，整備品は図1に示す整備記録銘板を取り付ける。
- b) 整備品に表示している標識などは，通常，元の状態に戻す。

2.11 品質管理

品質管理は，DSP Z 9008を引用し，必要に応じて個別仕様書による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は，個別仕様書等にほか，試験に必要な器材，設備などについては，GLT-CG-Z000001の3.1.2による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は，GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 出荷条件

包装及び包装の表示は，次によるほか，GLT-CG-Z000001の箇条4による。

- a) 包装のレベルは，個別仕様書等に規定する場合を除き，表4による。
- b) 通箱使用の場合，当該通箱が不良で良品を代替官給不可能な場合は，監督官等の指示によって補修する。

表4－包装のレベル

区分	レベル	注記
個装	C	NDS Z 0 0 0 1 の 4.3.1 c)
外装	III	NDS Z 0 0 0 1 の 4.3.2 c)

5 その他の指示

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、GLT-CG-Z000001の**箇条5**による。

5.2 承認用図面等

5.2.1 一般的事項

承認用図面等は、5.2.2及び5.2.3によるほか、GLT-CG-Z000001の**箇条6**による。

5.2.2 承認用図面等の提出

次に示す事項に該当する場合は、承認用図面等を提出する。ただし、提出不可能な基準などがある場合は、その旨を文書で提出する。

- a) 仕様書で“〇〇を標準とする。”，“〇〇を基準とする。”などの用語を用いている場合で、疑義の生ずるおそれのある場合
- b) 組部品等の機能、性能点検を指示しているもので、当該部位などについての基準（試験装置などを含む。）が未制定の場合
- c) 2.5.4 b)による場合

5.2.3 提出数及び提出時期

提出数及び提出時期は、次による。

- a) 承認用図面等の提出数は、**表5**による。
- b) 承認用図面等の提出時期は、契約後、速やかに提出する。

5.3 納入書類

5.3.1 添付書類

添付書類は、履歴簿などのあるものは、“契約不適合修補等の請求期間”を記入した保証票（様式は、GLT-CG-Z000001の7.4を準用する。）を履歴簿などに添付し、履歴簿などのないものについては、保証票を整備品に添付する。また、機能点検・性能点検の結果、分解整備を行わなかった組部品については、その旨を明記した一覧表を作成し、検査官等の承認を受けて保証票に添付する。

5.3.2 提出書類

提出書類は、**表5**による。

5.4 保証期間

保証期間は、個別仕様書等又は契約のときに別に規定する場合を除き、受領検査合格から1年とする。

5.5 技術変更提案

契約の相手方は、当該整備について自らの発意又は官側の指示によって技術変更を要する事項が発生した場合は、“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって、速やかに提案を作成し、契約担当官等に提出する。

5.6 携行工具及び附属品などの確認

携行工具及び附属品などの確認は、搬出・搬入のときに実施する。

5.7 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1によるほか、個別仕様書等による。

5.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1－標準作業

工程番号	工程名	作業内容	摘要
1	入場点検 点検	外観点検 ^{a)} は、欠品の有無、外部の損傷状況及び改造指令書による改造実施の有無を点検する。	<p>a) 入場点検は、官側の立会いで行う。</p> <p>b) 点検に必要な清掃を含む。</p> <p>c) 油漏れ点検、作動時及び作動点検後に油圧機器その他の部位からの油漏れを点検する。</p> <p>d) 点検及び計測を実施し、点検計測記録を作成する。</p> <p>e) 駐退復座装置については、油が乳化状態の場合は、マノメータ及び復座試験を行わない。</p>
		修理基準又は個別仕様書に規定した性能（機能）などについて点検する。	—
2	解体	<p>主品目又は必要な組部品に解体し、修理又は交換の要否を選別する。選別の基準は、修理基準又は個別仕様書による。</p> <p>なお、選別は、外観上明らかに選別可能な範囲とする。</p>	<p>a) 選別に必要な洗浄・清掃を含む。</p> <p>b) サスペンション関係は、トーションバーを点検後、解体する。</p>
3	分解	<p>a) 組部品は、機能点検・性能点検が可能な単位に、その他は、補給単位に分解する。</p> <p>b) 組部品で分解の指示があるものは、単一部品にする。ただし、溶接、はんだ付け、リベット止部などは、分解しない。</p>	<p>1) 共通工具及び特殊工具を用いて分解可能な全範囲とする。</p> <p>2) 機能点検・性能点検に必要な洗浄・清掃を含む。</p>
4	洗浄・ 清掃 ^{b)}	<p>スチーム・圧力水・圧縮空気・洗油・薬液などによって洗浄し、付着している泥土・砂じん・油脂・さび・カーボンなどを除去する。</p> <p>なお、砲こう（腔）は、砲腔ブラシなどで清掃する。</p>	<p>a) アルミニウム合金などの部品は、洗浄に苛性ソーダを使用してはならない。</p> <p>b) 旧塗装の不良部位で、剝離を必要とするものは、当該部位を剝離する。</p>

表1－標準作業（続き）

工程番号	工程名	作業内容	摘要
5	点検・計測 ^{c)} (続き)	<p>a) 測定機器・器具・目視・触手などによって機能・性能・摩耗損傷などを点検計測し、分解又は修正などの要否を判定する。</p> <p>b) 修理基準又は個別仕様書に規定した部品又は必要によって金属探傷試験を行う。</p>	<p>1) 個別仕様書又は承認を受けた製造者の修理基準（承認図面等）によって判定する。</p> <p>2) 絶縁抵抗試験，導通試験，水圧試験，油圧試験，気圧試験などを含む。</p> <p>3) 性能試験，金属探傷試験などを行う場合に必要な清掃・手入れ・調整などを含む。</p>
6	部品修正及び点検	<p>a) 標準作業^{d)}に該当する作業を行う。</p> <p>b) 修理した部品が修理基準に示した修理精度（標準寸法又は組立標準値）内にあるかを点検する。</p>	—
7	部品組立て及び調整・試験	<p>a) 工程番号3で分解した単一部品及び交換補充部品によって組部品に組み立てる。</p> <p>b) 組部品の調整・性能（機能）試験及びこれに伴う修正作業を行う。</p>	組立てに伴う調整・給油脂を含む。
8	部品塗装	塗装要領は、 附属書B による。	<p>a) 組立て前に塗装を要するものは、工程番号7の前に実施する。</p> <p>b) 整備除外品目は、部品塗装を行わない。</p>
9	総組立て及び給油脂	<p>a) 部品を装着・結合し、組み立てる。</p> <p>b) 給油脂箇所は、規定の給油脂を行う。</p>	—
10	総合組立て調整及び組立て検査	組立完了後の総合的な調整及び走行・性能（機能）などの完成検査を行う。また、これに伴う修正作業を行う。	走行・性能（機能）の完成検査の細部は、修理基準による。ただし、火砲の射撃試験は、適用しない。
11	塗装	<p>a) 塗装要領は、附属書Bによる。</p> <p>b) 各種標識及び車両番号などの表示（塗装）を行う。</p>	—
12	完成検査・包装など	<p>a) 最終的な外観検査を行う。</p> <p>b) 包装及び包装の表示検査を行う。</p>	包装及び包装の表示は、組部品の場合に適用する。

表1－標準作業（続き）

注 ^{a)}	外観点検は、走行姿勢で行う。
注 ^{b)}	洗淨及び清掃は、工程番号4だけとせず、各工程間の必要時に適宜行うほか、次による。 1 器材受け入れ後の全体洗淨は、洗淨機による水又は温水洗淨を行う。 2 総組立完了後に、全体洗淨又は部分洗淨を必要に応じ行う。
注 ^{c)}	全数交換部品については、点検及び計測は行わない。
注 ^{d)}	部品修正の標準作業は、次による。 1 ねじ山などの不良部位をタップ、ダイス、やすりなどで行う修正 2 割れ、溶接部の剝離などの軽易な溶接による修正 3 打痕、まくれ、曲がりなどの軽易な修正 4 不鮮明な銘板・目盛などの修正 5 はんだ付け箇所の修正 6 官給品及び契約の相手方が取得した部品を取り付ける場合又は部品組立てにおける現物合わせに伴う修正

表2－官給副資材

番号	物品番号	品名（規格等）	区分	注記
1	9140-002-9691-5	軽油 2号	バルク	DSP K 2209
2	9140-001-9415-5	軽油 2号	ドラム	
3	9140-002-9693-5	軽油 4号	バルク	
4	9140-001-9413-5	軽油 4号	ドラム	
5	9130-299-0125-5	自動車ガソリン 2号	ドラム	DSP K 2204
6	9150-282-7479-5	ディーゼルエンジン油, 10W, 20L	ペール	GQ-K000044
7	9150-003-8268-5	ディーゼルエンジン油, 10W, 200L	ドラム	
8	9150-282-7478-5	ディーゼルエンジン油, 30, 20L	ペール	
9	9150-007-5819-5	ディーゼルエンジン油, 30, 200L	ドラム	
10	9150-282-7477-5	ディーゼルエンジン油, 40, 20L	ペール	
11	9150-007-5820-5	ディーゼルエンジン油, 40, 200L	ドラム	
12	9150-282-7480-5	ディーゼルエンジン油, 10W-30, 20L	ペール	
13	9150-419-0877-5	ディーゼルエンジン油, 10W-30, 200L	ドラム	
14	9150-282-7446-5	ディーゼルエンジン油, 15W-40, 20L	ペール	

表 2-官給副資材 (続き)

番号	物品番号	品名 (規格等)	区分	注記
15	9150-419-0875-5	ディーゼルエンジン油, 15W-40, 200L	ドラム	GQ-K000044
16	9150-003-8445-5	駐退油 (18L缶)	-	GQ-K198015
17	9150-008-9856-5	一般用作動油 (18L缶)	-	DSPK2233
18	9150-00-935-9808	防錆作動油, 1号 (1GL缶)	-	GQ-K198020
19	9150-008-9858-5	ブレーキ液, 自動車用 (18L缶)	-	GQ-K000038
20	9150-161-6237-5	自動変速機油, 20L	ペール	GQ-K000049
21	9150-281-8980-5	自動変速機油, 200L	ドラム	
22	9150-001-9428-5	さび止め油 1種 (18L缶)	中質, ペール	DSPK2217
23	9150-003-9285-5	さび止め油 2種2号 (18L缶)	軽質, ペール	
24	9150-406-3659-5	さび止め油 3種2号 (18L缶)	特軽質, ペール	
25	9150-299-0135-5	はん(汎)用グリース (16KG缶)	ペール	DSPK2241
26	9150-288-9905-5	自動車用ホイールベアリング グリース (16KG缶)	ペール	GQ-K000041
27	9150-421-4299-5	マルチグレードギヤー油, 20L	ペール	GQ-K000045
28	9150-161-8269-5	マルチグレードギヤー油, 200L	ドラム	GQ-K000045
29	9150-161-5590-5	グリース, 二硫化モリブデン 10%入り (2.5KG缶)	-	GQ-K198003
30	9150-286-8413-5	グリース (3KG缶)	-	GQ-K198025
31	9150-281-5403-5	混合グリース (1KG缶)	-	GQ-K198010
32	9150-007-5837-5	極圧グリース	-	-
33	9150-01-193-6376	潤滑洗浄剤 (火器・火砲一般 用) (5Lボトル)	-	GQ-K198044
34	6850-329-7461-5	ガスタービンエンジン洗浄剤 (25L缶)	-	GQ-K000050
35	6850-162-1926-5	クーラント, 通年用 (18L缶)	-	GQ-K000046

表2-官給副資材（続き）

番号	物品番号	品名（規格等）	区分	注記	
36	8010-291-3438-5	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2314 OD色4KG	—	DSPK5218	
37	8010-291-3439-5	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2314 OD色16KG	ペール		
38	8010-291-3436-5	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2801 白（1）4KG	—		
39	8010-291-3437-5	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2801 白（1）16KG	ペール		
40	—	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2811 黒（1）4KG	—		
41	—	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや） 2811 黒（1）16KG	—		
42	8010-318-2076-5	外部用フタル酸樹脂エナメル（つや有）1812 黒 （2）4L	—		DSPK5201
43	8010-291-0118-5	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（迷彩用） 3414 濃緑色（迷彩用） 4KG	ペール		DSPK5217
44	8010-291-0119-5	鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（迷彩用） 3414 濃緑色（迷彩用） 16KG	—		
45	8010-290-9890-5	鉛・クロムフリープライマー，鋼材用 16KG	ペール	DSPK5111	
46	8010-289-4911-5	すべり止め塗料，濃緑色 （1L缶）	—	HQ-K198010	
47	8010-002-2534-5	フタル酸樹脂系塗料用シンナー（18L缶）	—	DSPK5405	
48	—	窒素ガス	—	—	
<p>注記1 品名及び使用量については，当該整備品の個別仕様書による。</p> <p>注記2 1GL（ガロン）は，3.8Lを基準として換算する。</p>					

表3－塗料の納入単位変換算表

塗料の名称	1 L当たりの換算質量 k g	1 K G当たりの換算容量 L
鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂 エナメル（半つや）2314 OD色	1.35	0.74
鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂 エナメル（半つや）2801 白（1）	1.26	0.80
鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂 エナメル（半つや）2811 黒（1）	—	—
鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂 エナメル（迷彩用）3414 濃緑色 （迷彩用）	1.30	0.77
鉛・クロムフリープライマー，鋼材用	1.38	0.72
注記 数値は，標準とする。		

表5－提出書類一覧表

番号	書類名	数量
1	工程表	2
2	承認用図面	3
3	承認用見本（色見本を含む。）	2
4	無償貸付申請書	2
5	承認願書	4
6	借受書	2
7	受領書	3
8	材料証明書	2
9	各種試験成績書	2
10	検査申請書	3
11	返品書・材料使用明細書	3
12	納品書	1
13	検査調書	6
14	員数点検表	3
15	診断明細書	3
16	標準外作業見積書	3
17	保管契約書	2
18	下請負者承認願	3
19	官給申請書	2
20	実績価格報告書	3
注記1 提出数量，提出先，提出時期及び様式は，契約担当官等の指示による。		
注記2 数量は，標準を示す。		

共通（エンジン以外）

エンジン用

整備記録銘板標準様式は、次による。

- a) 内の記録は、打刻，シール，不滅インクなどによって行う。
- b) 整備年月は，納入年月（西暦年）を記入する。
- c) 銘板の取付けが困難な場合は，当該整備品に適応した形状・寸法を使用する。
- d) その他，NDS Z 8011に準拠する。

図1—整備記録銘板標準様式

附属書A (規定) 部品交換などの基準

A.1 適用範囲

この附属書は、部品交換などの基準について規定する。

A.2 全数交換部品

必ず交換する部品であり、組部品等の分解整備において損耗・摩耗・衰損などのため再使用が不可能な消耗部品（ガスケット、パッキン、シム、ワッシャ、セットスクリュー、割ピンなど）又は交換実績（通常85%以上）がある部品で、個別仕様書による。

A.3 標準外作業の交換基準など

A.3.1 配線

配線は、次による。

- a) ケーブルの交換は、次による。
 - 1) 断線している場合
 - 2) 被覆の破れ及びつぶれを明瞭に判別可能な場合
 - 3) 配線両端子で規定電気抵抗値（関係JISに示す規定値）の15%増以上の場合
 - 4) 長期にわたる浸水（油）などで被覆（ゴム、ビニルなど）が硬化し、ひび・割れの長さが連続して被覆外周の1/4に達する場合
- b) ハーネス類の交換は、次による。
 - 1) 被覆などが破損している場合
 - 2) 被覆などのつぶれが径の10%以上に達する場合
 - 3) 被覆などの破損及びつぶれのない場合は、通常不良ケーブルだけを交換する。ただし、キャブタイヤケーブルの場合は、補給単位で交換する。
- c) 配線の交換作業は、次による。
 - 1) 配線の被覆色は、旧配線の色と同一とする。
 - 2) 配線が他の部品などに干渉してはならない。
 - 3) 配線及びターミナル接続部には、ゴム環などで絶縁被覆を行う。
 - 4) 配線の途中で交換することなく、必ず両ターミナル間で交換する。

A.3.2 配管

配管は、次による。

- a) 配管の交換は、次による。
 - 1) 破損又は亀裂を生じた場合
 - 2) 油・空気漏れの徴候のある場合（気密試験による。）
 - 3) 外圧、ねじれなどによって管径の1/5以上につぶれが生じた場合
- b) 配管の修理は、次による。
 - 1) 配管は、途中で切継ぎを行わない。
 - 2) ねじれ、つぶれなどの変形は、完全に復元可能な場合を除き、行わない。
 - 3) 継続部に食込み接手を使用している配管は、分解を行わない。

A.3.3 板金・構造物の修理

フェンダ・床板・弾薬架・ブラケットなどの板金及び構造物は、通常、交換を行うことなく、冷間又は熱間における塑性加工などによって補修する。特に、溶接機などによる加熱加工を行う場合は、加工物の材料・形状などに十分注意する。

A.3.4 アルミニウム合金の溶接修理（補修）

アルミニウム合金の溶接修理（補修）は、次による。

- a) 車きょう（框）などに亀裂が生じ、修理（補修）を要する場合は、修理（補修）部位に適合した **J I S Z 3 8 1 1** のアルミニウム溶接技術検定の有資格者又は同程度以上の技能者によって行う。
- b) 修理（補修）要領などは、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受ける。

附属書B (規定) 塗装基準

B.1 適用範囲

この附属書は、塗装基準について規定する。

B.2 生地ごしらえ

生地ごしらえは、次による。

- a) 塗装面を十分清掃し、水滴・油脂・スケール・溶接酸化物・ほこり・さび・泥土などの塗装効果を低下させるものを除去する。
- b) 清掃後、塗装面を十分乾燥させる。

B.3 塗装

B.3.1 塗装方法

塗装方法は、スプレー塗りとする。ただし、状況によって部品の浸漬・ハケ塗りなどでもよい。

B.3.2 塗装要領

塗装要領は、個別仕様書による場合を除き、次による。

- a) 塗装を補修する必要がない場合は、生地ごしらえ後、旧塗装の上に鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）を1回塗る。
- b) 旧塗膜の剥離・亀裂が甚だしい箇所は、旧塗膜を除去し、生地ごしらえ後プライマで、均一に2回塗り、乾燥後、鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）を1回塗る。
- c) 旧塗膜の剥離・亀裂が小さい箇所は、生地ごしらえ後旧塗装面の上に上塗り（1回）を行う。
- d) 旧塗膜の剥離・亀裂が小さい場合及びa)の場合は、プライマ塗りの必要はない。

B.3.3 主要部位の塗色

主要部位の塗色は、次による。

- a) 主な部位及び部品は、個別仕様書に規定する場合を除き、旧塗装面と同質同色の塗色とする。
- b) 火器及び車両の塗色は、表B.1を標準とする。
- c) 施設器材の車体外部の塗色は、個別仕様書に規定する場合を除き、濃緑色とする。

表B.1－主要部位の塗色

塗色	部位	
	車体	火砲
濃緑色	車体外外部及び車体外外部の底板	火砲外部
OD色	エンジン・トランスミッションなど	—
白	車体内部及び空気系配管	砲塔内部
赤	給油脂部表示	給油脂部表示
	消火装置	動力旋回スイッチ及び撃発スイッチ
赤又はOD色	—	砲尾環後端面
だいだい色	燃料系配管	赤色作動油注入部
青	トルクコンバータ及び副変速機系配管	窒素ガス又は空気注入部

表B.1－主要部位の塗色（続き）

塗色	部位	
	車体	火砲
緑	操向機系及び作動機油系配管	緑色特殊駐退油注入部
黄色	エンジン潤滑油系配管	作動油注排油部
黒	ステアリング・ギヤボックス ブラケット	—

B.3.4 塗装面の乾燥時間

塗装面の乾燥時間は、塗膜を十分に硬化させるように、当該塗料に定められた時間を厳守する。

B.4 仕上状態

塗装面の仕上がりは、平滑で、ピンホール・しわ・むら・剥離その他の欠陥があってはならない。

B.5 非塗装部位

金属の滑動面，ゴム，ガラス，皮革，陶器などには塗装してはならない。